**公共工事契約約款の一部改正について**

令和元年6月12日に公布された「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正する法律」の一部施行（令和2年10月1日）に伴い約款と契約書の一部改正を行いました。

**１ 宇佐市公共工事請負契約約款の改正内容**

（１）請負代金内訳書及び工程表について（第３条）

　　社会保険に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者が不利にならないなど、公

平で健全な競争環境を構築するため、工程表と併せて契約締結後１４日以内に法定福

利費を明示した請負代金内訳書を作成し発注者に提出しなければならないこととする。

（２）下請負人の健康保険等加入義務等について（第７条の２）

従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保や法定福利費を適切に負担する

建設業者による公平で健全な競争環境を構築するため、建設業許可を受けており、社

会保険等の加入義務を履行していない者を、一次下請負人にすることができないこと

する。

（３）現場代理人及び主任技術者等について(第１０条)

改正建設業法において、元請の監理技術者に関し、これを補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認することとするため、建設業法第２６条第

３項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合は、監理技術者補佐の氏名そ

の他必要な事項を発注者に通知しなければならないこととする。

（４）著しく短い工期の禁止について(第２０条の２)

改正建設業法において、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことを

踏まえ、変更契約においても、変更後の契約が通常必要と認められる期間に比して著

しく短い期間を工期とすることを禁止することとする。

（５）その他、規定の整備を行うもの。

**２ 建設工事請負契約書等の改正内容**

（１）建設工事請負契約書等の記載事項について

改正建設業法において、契約書に記載すべき事項に「工事を施工しない日又は時間

帯を定めるときはその内容」が追加されたため、建設工事請負契約書等に「工事を施

工しない日」及び「工事を施工しない時間帯」を追加することとする。

(別紙3)

**３ 施行期日**

令和２年１０月１日から施行する。

なお、令和２年９月３０までに締結した契約については、従前の例によることとする

**宇佐市土木設計業務等委託契約約款の一部改正について**

**１ 改正内容**

（１）適正な履行期間の設定について（第２１条の２）

改正品確法において、発注者の責務として適正な工期等の設定が定められたこと

及び改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、変更契約

においても、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保され

るよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考

慮しなければならないこととする。

（２）その他、規定の整備を行うもの。

**２ 施行期日**

令和２年１０月１日から施行する。

なお、令和２年９月３０までに締結した契約については、従前の例によることとする